

愛知県環境影響評価審査会会議録

1 日時 平成31年4月19日（金）午前10時から正午まで

2 場所 本庁舎 6階 正庁

3 議事

- (1) 会長の選任について
- (2) 尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る環境影響評価方法書に
- (3) 東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について
- (4) その他

4 出席者

(1) 委員

伊藤委員、井上委員、大石委員、片山委員、上島委員、酒巻委員、佐野委員、田代委員、塚田委員、中山委員、夏原委員、西田委員、二宮委員、橋本委員、葉山委員、櫃田委員、増田委員、松尾委員、宮崎委員（以上19名）

(2) 事務局

環境局：

森田局長、小野技監、酒井環境政策部長

環境局環境政策部環境活動推進課：

柘植課長、永井主幹、戸田課長補佐、岩川主任、日下主任、中島主任

その他：

関係課職員 6名

(以上15名)

(3) 都市計画決定権者及び事業者等

19名

5 傍聴人

2名

6 会議内容

(1) 開会

(2) 議事

ア 会長の選任について

- ・ 資料1について、事務局から説明があった。
- ・ 会長について、松尾委員が互選により選出された。
- ・ 会長代理について、松尾会長が中山委員を指名した。
- ・ 会議録の署名について、松尾会長が伊藤委員と塚田委員を指名した。
- ・ 尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る環境影響評価方法書及び東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る環境影

響評価準備書について、諮問を受けた。

イ 尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る環境影響評価方法書について

- ・ 資料2、資料3及び資料4について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【夏原委員】方法書の18ページにおける排水の処理フローについて、循環するのであれば、そう見えるように記載してはどうか。

【事務局】準備書の作成に当たり検討するよう、都市計画決定権者である江南市を指導してまいりたい。

【片山委員】最寄りの配慮が必要な施設である保育所での調査や予測は行わないのか。

【事務局】大気質について、保育所で調査は行わないが、周辺の調査地点でバックグラウンド濃度の把握は可能である。また、予測の結果は、どの範囲でどの程度の影響があるのか把握できるコンター図で示されることから、保育所における影響の程度を確認することは可能である。

【上島委員】方法書の29ページにおける工事中の配慮事項について、「可能な限り排出ガス対策型及び低騒音型の建設機械を使用」とある。このような建設機械はPM2.5の排出源になると理解しているが、この「可能な限り」というのは、どの程度、実効性があるものなのか。

【事務局】工事は事業者である尾張北部環境組合が発注する形になると思われるが、例えばその仕様書の中で、可能な限り環境に配慮した建設機械を使用するよう求めることは可能かと考える。

【上島委員】それを条件にするなど、きちんと確認することが環境づくりにつながるかと考える。

【事務局】指摘を踏まえ、都市計画決定権者である江南市及び事業者を指導してまいりたい。

【大石委員】資料4、1の2段目の供用後の騒音の懸念について、廃棄物運搬車両の交通量が重要なため、まずは現状の交通量調査を行うべきである。また、車両がどの程度増加するかは運用次第なため、例えば収集の曜日を分散させるなど、行政側も事前に計画した上で予測すべきである。

【事務局】交通量調査については、主な走行経路の5地点で平日・休日の調査を行うとしている。また、収集体制については、関係市町及び組合が検討すべき事項なため、準備書において収集の計画を踏まえた予測を行うよう、答申を取りまとめいただきたい。

【櫃田委員】配慮書の審査の際に現地調査に行ったところ、非常に住居に近い印象があった。景観の調査を行う南側の地点について、より施設に近い住居があるのではないかと。地域と共存した施設とするためには、丁寧に調査すべきである。

【事務局】より施設に近い南側の住居については、配慮書の段階で住居からの予測写真を示している。今回の方法書における景観の調査地点は、最寄りの住居ではなく、周辺の住居を代表する地点として、比較的住居がまとまっている地点を選定している。しかし、最寄りの住居では圧迫感が生じるおそ

れもあるため、景観の調査地点を設定した根拠や、必要に応じて最寄りの住居からの景観も調査するよう、答申を取りまとめいただきたい。

【田代委員】2点あるが、1点目は方法書の231ページにおける道路沿道の調査地点について、愛岐大橋につながる南北のルートは交通量が多いことに加え、橋の老朽化や過積載のトラックにより橋桁が損傷したことで有名な場所であることから、現状の交通量がどれくらいか調査する必要がある。また、収集のエリアが非常に広いことから、これらの地点で十分な調査が可能か疑問であるため、各市町からの搬入経路や地域の道路利用の実態を踏まえて、他の地点での調査も必要ではないか。

2点目は方法書255ページにおける地下水の調査地点について、最も深く掘削するごみピット付近を選定したと思われるが、土壌の調査地点が異なっている。仮に、掘削するところで土壌汚染が判明した場合、地下水も調査していなければ原因が特定できないおそれがあるため、できれば地下水と土壌の調査地点は同じか近傍に設定すべきである。

【事務局】1点目の交通量について、愛岐大橋につながる道路で渋滞が発生していることは承知している。方法書で示した調査地点は、施設周辺の主な走行経路ということで設定したものである。その根拠は、次回、お示ししたい。

2点目の地下水と土壌の調査地点が異なることについて、土壌の調査地点は現在の土地利用の状況を踏まえて設定したとのことだが、指摘のとおり、ごみピット設置のための掘削を行う予定の場所で土壌も調査すべきと考えるため、答申を取りまとめいただきたい。

【田代委員】もう1点、先ほどの景観の調査地点について、方法書の265ページにおける5番の木曾川扶桑緑地公園には、野球場などがあり休日は子供たちが多く集まるところなため、その点も考慮いただきたい。

【事務局】指摘の木曾川扶桑緑地公園には、アスレチックや野球場などが整備されており、子供たちが遊ぶ場であることは承知している。このため、その場の利用状況を調査した上で、本事業の影響を予測するとしている。

【葉山委員】方法書の262ページにおける動植物の調査地域について聞きたい。1点目はセンサスやトラップをなぜこの位置に設定したのかを説明いただきたい。

2点目はラインセンサスの位置について、群落の中央部分ではなく境界付近に設置しているものがあり、何を調査するのか分かりづらいため、植物について、コドラートをどこに設置するのかの情報がないため、説明いただきたい。

【事務局】ラインセンサスの位置については、様々な種を網羅できる位置を設定したとのことである。また、植物のコドラート調査をどこで行うのかについては、ラインセンサスの位置の設定根拠も含めて、次回、お示ししたい。

【井上委員】方法書の217ページにおいて、汚水の排出に係る水質を選定しない理由を「既存の排水路へ放流する計画であり、排水先に対する本事業における負荷量はわずか」としている。既存の排水路は公共用水域に当たると理解しているが、排水先は既存の排水路のことを指しているのか。また、負荷量はわずかとしている根拠は方法書に記載されているのか。

2点目は方法書248ページの水質の調査地点について、排水ルートが木

曾川に合流する地点で調査するとしているが、排水先が公共用水域であれば、公共用水域へ出る地点で調査しないのはなぜか。

【事業者】既存の排水路である黄色の排水ルートは、周辺住居からの生活排水が流入する側溝となっており、水の利用はなく、生物もほとんど存在しないことから、水質及び水生生物の調査地点として設定しなかった。また、排水の量については未定だが、従業員が30から40人程度の規模になるので、1日当たり5m³程度の排水になると想定されることから、負荷量は小さいとして供用時の予測の対象にしなかった。

【井上委員】既存の排水路は公共用水域になるのか。

【事務局】公共用水域であると認識している。既存の排水路がどのようなものかについては、次回、写真等でお示ししたい。

【井上委員】側溝から流入する鴨川排水路が公共用水域になるのであれば、調査地点を設定すべきと考えるので、検討いただきたい。

【事務局】点線になっている鴨川排水路は公共用水域である。調査地点を設定した考え方と負荷量の根拠については、次回、お示ししたい。

【二宮委員】関係車両の主要走行経路について、今回の事業の関係車両は事業実施区域北側の堤防道路を通行しないことから、交通量等の調査地点を設定しなかったと理解して良いか。

【事務局】現時点では、計画施設の配置として区域南側に進入路を設ける計画としていることから、北側の堤防道路は走行経路に設定していない。

【中山委員】方法書の12ページにおける計画施設の諸元について、処理方式は「以下の処理方式から決定」としているが、どの方式とするかによってコストベネフィット等が変わってくると思う。処理方式はいつごろ決まるのか。また、現段階で決められない理由があるのか。

【事務局】処理方式について、準備書段階でも未定の可能性もあるとのことである。なお、仮に準備書段階で未定の場合は、環境要素ごとに最も影響が大きい処理方式を選定して予測することになる。

【塚田委員】方法書の218ページにおける、汚水の排出に係る動物への影響については、影響は小さいと考えられるため選定しないとしているが、方法書の257ページにおける魚類等の調査を行うことと整合していないのではないか。

【事務局】魚類等については、供用時の調査・予測は行わずに、工事中の濁水等による影響について調査・予測を行うとしている。

【塚田委員】排水が1日5m³ということなので少ないとは思いますが、わずかな水質の変化で排水路の昆虫等に影響が生じるおそれもあるため、供用時の調査・予測について検討いただきたい。

【事務局】動物の調査地点について、トラップ等の位置は設定しているが、任意観察は区域周辺をくまなく調べることから、その中で、既存の排水路周辺を調査することは可能かと思われるため、江南市を指導してまいりたい。

【橋本委員】2点あるが、1点目は方法書の257ページにおける動物の調査手法について、哺乳類は自動撮影法を行うとしているが、どの地点で、何箇所行うかなどは明らかにした方が良い。

2点目は方法書の229ページにおける大気質の予測地点について、面的な影響濃度分布や最大着地濃度出現地点としているが、これらの物質によ

る木曾川の水底質への影響も評価すべきではないか。

【事務局】1点目の自動撮影法の地点及び2点目の大気質による木曾川への影響については、次回、お示ししたい。

ウ 東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について

- ・ 資料5、資料6及び資料7について、事務局から説明があった。
- ・ 資料5の一部に希少な動植物の位置情報が含まれていることから、松尾会長が会議の非公開について委員に諮り、当該部分の審議に限り、会議を非公開とすることとした。

<質疑応答>

【片山委員】本事業の周辺は、主に畑と田であるということだが、ごみ処理施設整備事業であることを踏まえると、臭気についての調査を適切に実施する必要がある。準備書の63ページには既存施設の敷地境界における測定結果が規制基準を満足していると記載されているが、周辺には民家や公共施設もあることから、臭気についても予測すべきではないか。

【事務局】時間の関係で説明を省略したが、準備書の461ページから悪臭に関する調査、予測及び評価を行っている。事業実施区域の東西南北4地点で現況の調査を実施しており、規制基準を満足していた。その上で、この調査結果を踏まえ、定性的な予測を行っており、自主基準値である臭気指数15を下回ると予測している。

【大石委員】騒音について、収集体制については早めに検討いただきたい。先ほどの審査案件の交通量調査について、地点数が少ないなどの問題が指摘されたが、今回も同じである。ごみ収集車の流入の経路などを考えていただきたい。例えば、右折車両が渋滞を発生させるということもあるため、きめ細かく検討して、シミュレーションしていただければ良いのではないかと思う。

【事務局】調査地点は、方法書の議論を踏まえて設定し、調査を実施している。しかしながら、今後の収集体制については、しっかりときめ細やかに検討することが重要であると考えます。準備書の説明会などにおいても、交通渋滞などを懸念する住民の方もいるとのことであるため、この点についてはしっかりと対応していただくよう、豊橋市を指導してまいります。

【佐野委員】資料6の12ページの28番で、実勢速度と規制速度の違いについての懸念が挙げられている。準備書の387ページの予測方法では、実測結果と計算結果の差分を補正しており、良い方法を使っている。一般交通による騒音を予測する際に使用した速度は、実勢速度と規制速度のいずれか。一般交通による騒音について規制速度を使用していれば、補正量に実勢速度と規制速度との差分が入ってきて、懸念されることも反映されて予測されることになりより良いと考えられる。補正を行うのであれば、現況は規制速度を用いることが望ましい。』

【事業者】今回の予測に当たっては、現況も将来も規制速度を使用している。

【西田委員】既存施設の解体後、跡地はどのように利用されるのか。

【事務局】現時点では、解体後の利用方法は未定である。

【西田委員】事業実施区域の南側には、調整池や植林地などがあるが、解体によって施設がなくなってしまうと、かなり環境が変わってしまう。施設がなくなった後どうなるかということが分からないまま、影響がないというのはリスクがあるのではないか。

【事務局】今回の準備書の中においては、解体工事に伴う植生などへの影響は予測されていない。指摘の点については、引き続き部会等で議論いただき、答申をとりまとめいただきたい。

- ・ 傍聴人の退出後、会議を再開し、希少な動植物の位置情報に関する審議を行った。

<質疑応答>

【塚田委員】動植物で最も注目しなければならないのはヒメタイコウチである。タイコウチとは異なり、水の中に生息する昆虫ではない。湿った土壌の上に生息し、飛ぶこともできず、水が多いと溺れてしまうということを前提に検討しなければならない。

【事務局】次回、お示ししたい。

【橋本委員】

【事務局】現状ではそうした視点がないため、引き続き部会等で議論いただき、答申をとりまとめいただきたい。

【増田委員】

【事務局】次回、お示ししたい。

【松尾会長】その他にも意見があれば、後ほど事務局に伝えてほしい。

- ・ 尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る環境影響評価方法書及び東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について審査させるため、松尾会長の指名により、尾張北部ごみ処理施

設部会及び豊橋田原ごみ処理施設部会を設置した。

エ その他

- ・ 特になし。

(3) 閉会